

宍道湖流域下水道発生汚泥製品化実地試験

仕様書

令和6年5月

島根県土木部下水道推進課

(概要)

第1条 本試験は、宍道湖流域下水道東部浄化センターと西部浄化センターで発生する汚泥を有効利用する方法として、肥料原料化、資源利用、燃料化等の製品化の可否を確認するために必要な試験を実施するものであり、試験参加者は募集案内、仕様書等関係書類にしたがい県と協議のうえ、誠実かつ安全に試験を行うものとする。

(関係書類提出)

第2条 試験参加者は、工程、手順等について県と協議、打合せを行い、本試験の実施計画書、覚書を提出するものとする。

(疑義の解釈)

第3条 試験参加者は、本試験に際して疑義が生じた場合には、直ちにその内容を文書にて報告するとともに本試験の方法、手順等について県と協議するものとする。

(試験担当者)

第4条 試験参加者は本試験における試験担当者を定め、県に通知、連絡しなければならない。なお、試験担当者は試験中現場に常駐し、技術上の管理及びその他の管理を行うものとする。

(弁償・復旧)

第5条 本試験において、浄化センターの既設工作物等に損傷を与えた場合は、試験参加者において弁償・復旧するものとする。

(安全対策)

第6条 試験参加者は、本試験に際して労働安全衛生法等関係法規を順守し、所定の安全対策を施し、事故防止に万全を期したうえで試験を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 本試験に係る費用は、試験参加者の負担とする。

(提出書類)

第8条 試験参加者は、次の関係書類を提出するものとする。

1. 参加希望時に提出する書類
 - (1) 試験参加申請書 1部(A4)
 - (2) 実施計画書(試験担当者名簿、工程表、位置図、運搬経路図、運搬車両仕様、緊急時連絡体制表、産業廃棄物処理計画書、試験施設・設備の資料・図面、必要汚泥量等を含む) 1部
 - (3) グループ構成員表(グループを構成する場合のみ) 1部
 - (4) 覚書 1部(A4)
2. 試験完了時に提出する書類

- (1) 試験結果に基づく有効利用見解書 1 部 (A4)
- (2) 含有量試験結果表 (計量証明付き) 及び植害試験結果表 1 部 (A4)
・・・肥料原料化の場合
- (3) 現場状況写真工程毎カラー 1 部 (A4)
- (4) その他担当者の指示する必要な書類 1 部
- (5) 産業廃棄物マニフェスト伝票

(試験期間)

第9条 本試験期間は製品化に必要な期間とし、3ヶ月以内とする。ただし、協議により試験期間を変更する場合がある。

(関係法令の順守)

第10条 試験参加者は、試験の実施にあたり、肥料取締法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、計量法及び本業務に関係する諸法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

2 試験参加者が前項に重大な違反をしていると判断した場合は、試験を中止させるものとする。

(マニフェスト(産業廃棄物管理票)の使用)

第11条 汚泥の肥料資源化においては、その適正な処理を確認するため、県が発行したマニフェストを使用する。

2 マニフェストは試験終了後、速やかに提出するものとする。

(試験数量の確認)

第12条 試験使用汚泥量の確認は、県の計量伝票により行うものとする。

2 浄化センターより提供する汚泥の計量は、浄化センター内の計量装置によるものとし、汚泥搬出伝票及びマニフェストにその量を記載する。

(緊急事態発生時の対応)

第13条 緊急事態発生時、試験参加者は状況について速やかに口頭及び書面にて県に報告するとともに、対応については県の指示を受けなければならない。

2 試験設備が長期間運転不能の状態となった場合は試験を中止するものとする。

3 試験中止の場合、処理途中の汚泥の処分については、県の承認を受けた後、試験参加者の責任において適正な処分をしなければならない。

4 試験参加者は、一時的に試験を中断する場合には、県にその旨を事前に書類にて通知し、その了解を得なければならない。

(処理施設の環境保全)

第14条 試験参加者は処理場所において、試験上発生する臭気あるいは流出する汚水等については、試験参加者の責任と負担において適切な環境保全対策を講じなければな

らない。

(秘密保持等)

第15条 試験参加者は、当該試験履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(再試験委託の禁止)

第16条 試験参加者は、本試験の全部又は大部分を第三者に再委託してはならない。

2 一部分の再委託についても、あらかじめ、再委託についての関係書類を県に提出し、その承認を得るものとする。

(分析証明書の提示)

第17条 県は本試験に係る汚泥に含まれる金属等の分析証明書(写)を提示する。

(運搬)

第18条 浄化センターからの汚泥の搬出は試験参加者が行うものとし、事前に県に連絡し、搬出日時を確認すること。

2 運搬業務における臭気対策には、万全を期すこと。

(注意事項)

第19条 試験上の注意は次のとおりとする。

1. 運搬経路及び肥料化試験施設周辺の環境対策には十分配慮すること。
2. 試験に使われなかった余剰汚泥及び試験によって製造した未使用分の肥料については、産業廃棄物として処分すること。この場合、産業廃棄物マニフェストE票を県に提出すること。
3. 試験中、県が試験実施状況を確認するので、協力すること。